

S基準の適用範囲	戸建住宅（共同住宅は対象外）
S基準の適用条件	保険法人設計施工基準に加えて、劣化対策等級2と同等（浴室および脱衣室関係の基準を除く）を満たすこと

●木造の場合

項目	内容
外壁の軸組等の防腐防蟻	地面からの高さ1m以内の部分について①または②の措置 ①通気構法 ②軸組等への防腐防蟻処理・小径12cm以上の材や耐久性の高い樹種を使用
土台の水切り	土台に接する外壁の下端に水切りを設置
土台の防腐防蟻	①または②の措置 ①耐久性の高い樹種（ヒノキ、ヒバ等）を使用 ②K3以上の防腐・防蟻処理（北海道・青森県はK2以上の防腐）
地盤の防蟻	①または②の措置 （北海道・青森県・岩手県・秋田県・宮城県・山形県・福島県・新潟県・富山県・石川県・福井県を除く） ①鉄筋コンクリート造のべた基礎またはこれに準じるもの ②有効な土壌処理
基礎の高さ	①または②の措置 ①地面から基礎上端または土台下端までの高さを400mm以上確保 ②基礎外周に雨はね防止措置（砂利や人工芝等の敷設）
床下の防湿	①または②の措置 ①厚さ60mm以上のコンクリート ②厚さ0.1mm以上の防湿フィルム
床下の換気	①または②の措置 ①換気口、ねこ土台を設置 ②基礎断熱
小屋裏の換気	①または②の措置 ①独立した小屋裏ごとに2ヶ所以上の換気口を設置 ②屋根断熱
構造部材等	建築基準法施行令第37条、41条、49条及び第80条の2に適合

●鉄骨造の場合

項目	内容
鋼材の防錆措置	構造耐力上主要な部分の鋼材が所定の防錆性能を有する仕様
床下	木造の「床下の防湿」「床下の換気」と同じ
小屋裏	木造の「小屋裏の換気」と同じ
構造部材等	建築基準法施行令第37条及び第80条の2に適合

●鉄筋コンクリート造（鉄筋コンクリート組積造を含む）の場合

項目	内容
セメントの種類	ポルトランドセメント、フライアッシュセメント又は高炉セメントを使用
最小かぶり厚	鉄筋かぶり厚が水セメント比ごとに定めた所定の寸法以上
設計かぶり厚	施工誤差を考慮した設計かぶり厚の設定
コンクリートの品質	①～③のすべての措置 ①スランプ：コンクリート強度に応じたスランプ ②単位水量：185kg/m <sup>3</sup> 以下 ③空気量：4～6%（沖縄県等は除く）
施工計画	①～③のすべての指定 ①密実に充填するための打ち込み及び締め固めの方法 ②打ち継ぎ部の処理方法 ③養生方法
雨水の浸透対策	鉄筋コンクリート組積造のパラペット等上端部はアルミニウム製笠木等で保護
構造部材等	建築基準法施行令第37条、第72条、第74条、第75条、第79条、第79条の3及び第80条の2に適合